

健長 第 3238号
令和2年11月20日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県福祉保健部健康長寿推進課長

(公 印 省 略)

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（通知）

日頃から、本県の高齢者福祉施策の推進に御協力いただき感謝申し上げます。令和2年11月19日付で、厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課から別添のとおり事務連絡が送付されましたので通知します。

入所者又は介護従事者等に発熱やかぜ症状などがある場合は、必ず検査を行ってください。

また、症状が無い場合であっても、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で入所者の検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（かかり増し経費等）により補助の対象となりますので御承知おきください。

福祉保健部健康長寿推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp
FAX : 055-223-1469
・介護サービス振興担当
TEL : 055(223)1455
・介護基盤整備担当
TEL : 055(223)1451

事務連絡
令和2年11月19日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）

新型コロナウイルスの感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでにも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めの方針や取組をとりまとめましたので、これを踏まえ、一層の取組を推進していただきますよう、お願ひいたします。

記

1. 高齢者施設等での検査の徹底

（1）高齢者施設等の検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること。当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超える都道府県においては、①について至急取り組むこと。

(2) 自費検査を実施した場合の補助

保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ&A（第2版）（令和2年7月28日）等において示しているとおり、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助の対象になること。

2. 高齢者施設等団体での相談窓口の設置

個別の施設から検査の実施を都道府県等に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合に、高齢者施設等団体に設置する相談窓口に情報提供いただき、高齢者施設等団体から情報提供を受けた厚生労働省において必要に応じて都道府県等に善処を求めるとしているので、御了知いただきたい。

（参考）

- ・医療機関、高齢者施設等の検査について（再周知）（11月16日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000695267.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針（9月15日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000672623.pdf>
- ・医療従事者・介護従事者の中で発熱等の症状を呈している方々について（10月16日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683611.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第2版）（11月10日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000693595.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&Aについて（8月21日事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000661726.pdf>

事務連絡
令和2年11月19日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

高齢者施設等への重点的な検査の徹底について

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規陽性者数の増加傾向が顕著になってきています。最近の新規感染者数を1週間の移動平均で見ると、2週間で2倍を超える伸びとなっています。冬の到来を前にして、7、8月の感染拡大の際に近い伸び方になっており、強い危機感をもって対処していく必要があります。こうした中で、医療施設、高齢者施設等でのクラスターが多数発生しています。

このため、これまでも、高齢者施設等の入所者、介護従事者に対する検査の徹底について、都道府県等に要請してまいりましたが、さらにこうした対応を進めるための方針や取組をとりまとめ、別紙のとおり各都道府県衛生主管部（局）等宛に送付されておりますので、貴部（局）におかれでは、内容御了知の上、貴管内市町村への周知を行うとともに、衛生主管部（局）と連携し、一層の取組の推進にご協力をお願いいたします。

また、別紙中1.（2）のとおり、自費検査を実施した場合の補助に係る新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用について、管下高齢者施設等に確実に周知いただくようお願いいたします。

なお、別紙の内容については、厚生労働省より別途公益社団法人全国老人福祉施設協議会、公益社団法人全国老人保健施設協会、公益社団法人日本認知症グループホーム協会に伝達済みであること申し添えます。

【別紙】

「高齢者施設等への重点的な検査の徹底について（要請）」（令和2年11月19日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）に関するQ & A（第2版）

36	自転車やタブレット等のICT機器の購入又はリース費用について、事業者支援での支援事業と環境整備の助成事業の両方で申請してもいいでしょうか。	(1) ①は感染症対策を徹底するためのかかり増し費用として、 (3) ②は3つの密を避けるための環境整備として、 それぞれ申請を行うことで両事業に申請を行うことが可能です。
37	【介護サービス提供支援】 ・緊急包括支援補助金の改修例示は「面会室の改修」ですが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の対象となるような「多床室の個室化」以外の壁工事等は、当該緊急包括支援補助金の対象となると解釈して良いでしょうか。	感染症対策であれば、特に制限はありません。
38	コロナウイルス感染症発生施設で勤務する介護職員等が帰宅困難につきホテル等に宿泊する必要がある場合の宿泊費は対象となるとお聞きしています（5/28）が、実施要綱3（1）①ウのcで読むのでしょうか？	Cで読み込んで差し支えありません。なお、1次補正のサービス継続支援事業での支出も可能なので検討ください。
39	タブレット等ICT機器の購入又はリース費用について ①オンライン面会に活用するタブレット端末の購入は対象となりますか。 ②併せてwi-fi整備を行う場合ルーター、中継費の費用又は工事費は対象となりますか。	①、②ともに対象となります。
40	<u>感染症対策支援事業の対象経費に、新規利用希望者等のPCR検査費用は該当しますか。</u>	PCR検査は、医師が必要と判断した方が確実に検査を受けられるようにすることが重要です。PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得るため、陰性だからといって安心できるものではなく、感染不安の解消に資するものではありませんが、 <u>その上で事業所のサービス提供にあたって必要不可欠な費用であれば対象として差し支えありません。</u>
41	介護サービス提供支援事業において、感染予防・体制構築支援のための、物品購入、施設改修、追加的人件費等について、他の目的で活用（人件費の場合は他業務への従事）することは可能ですか。	感染予防・体制構築支援として整理できるものであれば対象となります。
42	実施要綱3（1）①関係 「ウ 支援対象経費」の例として「g 感染防止のための増員…」とありますが、増員される職種は特に限定されていないのでしょうか。例えば、感染防止のために利用者からの事務・相談対応等にあたる職員や、施設内の清掃職員なども対象となりますか。	職種に限定はありません。
43	実施要綱3（1）①関係 「ウ 支援対象経費」の例として「o …情報共有のための通信運搬費」とありますが、具体的にどのような経費を想定していますか。	一般的にコロナウイルス感染症が発生した場合においては、医療機関や関係機関との情報連携が頻繁に行われることを想定し、これにかかる通信費のかかり増し費用も読めるように例示しています。